分割して納付することができます。

なお、現在六十五歳をこえておられる人は分割の途中で表一に示されている特例老齢年金の期間を満たされますと、それ以降はまだ滞納期間が残っていても特例納付できなくなりますので注意が必要です。分割納付される場合は市町村役場又は社会保険事務所によくご相談になってください。

特例納付が困難な人は世帯更生資金の貸付けが受けられます

生活が苦しいため、特例納付することが困難な人のために世帯更生資金の貸付制度ができています。この貸付けを受けることのできる人及び貸付条件等は次のとおりとなっていますので気軽にご利用ください。

(一) 世帯更生資金（国民年金特例納付貸付資金）の貸付けを受けることができる人

国民年金の特例納付を行わないと老齢年金又は通算老齢年金の受給資格期間を満たすことができない人（いわゆる無年金者）であって、低所得世帯のため特例納付保険料を納めることが困難な人。

(二) 貸付け金額

特例納付保険料として実際に納付する金額の二分の一をこえない額（ただし、最高貸付限度額は、特例納付を行うもの一人当り二十五万円。）

(三) 返済期日

六か月据置きの後、三年間で返済

(四) 利　率

年　三%

(五) 申込み方法

住所地の民生委員を通じて、市町村社会福祉協議会に申込書を提出してください。なお借入申込書には社会保険事務所長又は市町村長が発行する「特例納付額等確認書」を添付することになっています。

(六) 申込み受付期間

昭和五十五年五月三十一日まで

(七) お問合せ

この制度についてのくわしいことは、民生委員、市町村社会福祉協議会又は社会保険事務所におたずねください。

国民年金にはこんな給付があります

老齢年金

保険料納付済期間と保険料免除期間とを合せて二十五年（前述のとおりこの期間は表一のとおり期間短縮措置があります。）以上ある人が六十五歳に達したときに支給されます。

①年金額の計算方法（通常分）

年金額＝｛（1,300円×保険料納付済月数）＋（1,300円×保険料免除月数×⅓）｝×1.207

なお、二十五年という年金の資格期間が十年から二十四年に短縮されている人については特別な優遇措置がとられています。

②加算額＝$\left\{500円\times(300-国民年金加入月数)\times\frac{保険料納付月数+保険料免除月数\times\frac{1}{3}}{国民年金加入月数}\right\}\times 1.207$

また、一般の保険料に合せて付加保険料を納めておられる人については次の額が加算されます。

③加算額＝200円×付加保険料納付月数

通算老齢年金

国民年金の保険料納付済期間と免除期間とを合せて一年以上ある人で、国民年金だけでは老齢年金の受給資格期間を満たせないが、他の通算対象期間（前述）とを合算すれば二十五年（表一の期間短縮あり）以上あるときに、それぞれの制度から加入期間に応じて支給されます。支給開始年齢は国民年金では六十五歳です。年金額の計算方法は老齢年金の通常分と同じで優偶加算はありません。なお明治四十四年四月一日以前に生れた人については、単価の一、三〇〇円が一、九五〇円で計算されることになっています。

（支給開始年齢の繰上げ・繰下げ）

老齢年金及び通算老齢年金の支給開始年齢は六十五歳ですが、本人の希望によって六十歳まで年齢を繰上げて年金を受けることができます。また、増額された年金を希望される場合は、七十歳まで年齢を繰下げて年金を受けることもできます。

なお、この繰上げ・繰下げを行なった場合の支給率は次のとおりです。

表2

65歳から受ける場合は100％支給

繰上げ支給年齢	支給率	繰下げ支給年齢	支給率
65歳未満～64歳以上	89%	66歳以上～67歳未満	112%
64　〃　～63　〃	80%	67　〃　～68　〃	126%
63　〃　～62　〃	72%	68　〃　～69　〃	143%
62　〃　～61　〃	65%	69　〃　～70	164%
61　〃　～60　〃	58%	70歳	188%

障害年金

国民年金に加入している期間中にかかった病気やけがにより障害者になった場合に支給されます。受給要件としては

(1) 廃疾認定日（病気やけがにより初めて医師の診断を受けた日「初診日」から一年六か月を経過した日または一年六か月以内に状態が固定したときはその日）において国民年金法に定められた廃疾の程度にあること。

(2) 保険料の納付状況が、初診日の前日において、次のいずれかに該当すること。

ア　最近の一年間が保険料納付済期間か他の公的年金制度の加入期間と保険料納付済期間であること。

イ　最近の三年間が保険料納付済期間か保険料免除期間であること。

ウ　保険料納付済期間が十五年以上であること。

年金額＝1級　597,500円（月額49,792円）
2級　478,000円（月額39,833円）

母子年金

国民年金に加入している妻が、夫と死別して母子家庭になった場合に支給されます。支給要件としては

(1) 夫と死別し、十八歳（二級以上の障害にあるときは二十歳）未満の子供をかかえていること。

(2) 妻の保険料の納付状況が、夫の死亡日の前日において次のいずれかに該当すること。

ア　最近の一年間が保険料納付済期間であること。

イ　最近の三年間が保険料納付済期間かまたは保険料免除期間であること。

ウ　保険料納付済期間が十五年以上であること。

年金額＝子1人の場合
478,000円（月額39,833円）
子2人の場合
502,000円（月額41,833円）
子3人以上の場合　3人目から1人につき4,800円（月額400円）を加算

準母子年金

国民年金に加入している祖母や姉が、男の子、父などと死別して孫や弟妹をかかえ、母子家庭と同じような状態になった場合に支給されます。

支給要件は、妻の納付要件が祖母や姉の納付要件になるほかは、母子年金の場合と同じです。また年金額についても同様です。

遺児年金

国民年金に加入している父か母と死別し、父母ともにいなくなった子に支給されます。

支給要件は

(1) 残された子が十八歳未満（二級以上の障害があるときは二十歳未満）であること。

(2) 死亡した父または母の保険料納付状況が障害年金の場合と同じ要件を満たしていること。

年金額は、母子年金の場合と同様です。

寡婦年金

老齢年金を受ける要件を満たしている夫が死亡した場合に、妻に六十歳から六十五歳になるまでの間、支給されます。

支給要件としては

(1) 夫が老齢年金を受ける資格があり、老齢年金や障害年金を受けていなかったこと。

(2) 死亡した夫と十年以上つれそった妻であること。

年金額＝夫が受けることができた老齢年金額×$\frac{1}{2}$

死亡一時金

保険料を三年以上納めていた人が年金を受けないで死亡した場合に、生計を同じくしていた遺族に支給されます。

遺族の範囲及び順序は次のとおりです。

①配偶者　②子　③父母　④孫　⑤祖父母　⑥兄弟姉妹

死亡一時金の額＝保険料納付済期間が3年以上20年未満　23,000円

おわりに

おわりに国民年金制度も年々その改善充実が図られ、平均寿命の伸びとあいまって老後の支えとして欠かすことのできないものとなっています。

現在実施されている特例納付制度は、県民皆年金を実現し豊かな老後を送るための最後の機会です。ご自身の年金をもう一度たしかめて、納め忘れのないようお願いします。

（国民年金課）